

表 - 2 特定再利用業種

業 種	再生資源又は再生部品	主務大臣	判断の基準の内容	勧告対象
紙 製 造 業	古 紙	経済産業大臣	紙製造業全体の古紙利用率を平成17年度までに60%とすることを目標とする。 古紙利用計画を作成し、計画の実施状況を記録。 設備の整備、技術の向上。 情報の提供。	年間の紙の生産量が10,000トン以上
硬 質 塩 化 ビニル製の管 又は 管 継 手 の 製 造 業	使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手（硬質塩化ビニル製の管又は管継手が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう）	経済産業大臣	事業者は建設業者、国及び地方公共団体と協力しつつ、使用する原材料の総重量のうち、使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手の総重量の比率を向上させる。 設備の整備、技術の向上。 使用済管等利用計画を作成し、計画の実施状況を記録。 情報の提供。	年間の硬質塩化ビニル製の管又は管継手の生産量が600トン以上
ガ ラ ス 容 器 製 造 業	カレット	経済産業大臣	ガラス容器製造業全体のカレット利用率を平成17年度までに80%とすることを目標とする。 カレット利用計画を作成し、計画の実施状況を記録。 設備の整備、技術の向上。 情報の提供。	年間のガラス容器の生産量が20,000トン以上
複 写 機 の 製 造 業	使用済複写機（複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機その他経済産業省令で定めるものを除く）が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう）の駆動装置、露光装置その他の装置であって経済産業省令で定めるもの	経済産業大臣	事業者は製造する複写機の再生部品利用量（重量）を向上させる。 設備の整備、技術の向上。 再生部品利用計画を作成し、計画の実施状況を記録。 情報の提供。	年間の複写機の生産台数が1,000台以上
建 設 業	土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊	国土交通大臣 等	工事ごとに再生資源利用計画を作成し、計画の実施状況を記録。 建設発生土は、性質による区分に応じた各用途で利用。 コンクリート塊は、再生骨材等として各用途で利用。 アスファルト・コンクリート塊は、再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物等として各用途で利用。	年間の建設工事の施工金額が50億円以上